

七月分から精算額で

今年度の国保料決まる

今年度の国保料が決まりました。これを国保料の「精算賦課」といっています。国保料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」として決めています。このため、すぐには国保料を計算して決めることはできません。そこで、前年分の所得などがハッキリするまでの間、これまでの国保料を参考に仮りの賦課をしていきます。今年の四月から六月までの三か月間は、この仮りの国保料額で納めてもらっていたもので、これを差引き精算したものです。七月分からは、正式な国保料額が記載された納付書

がお手元へ届けられることになっています。なお、国保料の納付には、報償金のつく、前納制度があります。ご利用をおすすめします。

国保料の今年度の「料率」は

今年度の国保料を決める「料率」が次のように決まりました。【国保料の料率】「精算賦課所得割 前年中の所得金額百

円につき 五円 八四銭(ただし、譲渡所得にかかわる特別控除額は適用されません) 資産割 今年度の固定資産税百円につき 一円 〇九銭(償却資産は除かれます。) 均等割 被保険者一人につき 年額 五八・〇〇円 平等割 一世帯年額 八・〇六四円

所得の低い世帯に、国保料が割り込まれます。今年度は、この減免の対象となる所得が、昨年度の十九万円から二十万円に引き上げられました。減免の額および条件は次のとおりです。●昨年中の所得が二十万円

以下に以下の世帯 被保険者一人につき 三、四八六円 世帯当たり 四、八三九円 ●昨年中の所得が、世帯主二十万円と他の被保険者一人につき十五万円ずつ控除していくと、その所得がなくなる世帯 被保険者一人につき 二、三三四円 世帯当たり 三、二六四円 (この減額のさい、市役所の税務課または保健課へ所得申告のない世帯は対象となりません) なお、不慮の事故などで国保料の納入が困難となったときは、国保料の一部または全額の減免がありますので、保健課へご相談ください。

被保険者加入状況

(52年6月1日現在)

国保加入世帯数	6,001世帯
加入率	39.6%
国保被保険者数	18,775人
加入率	30.8%

上手な受診で医療費の節約を

お医者さんにかかるときは、自分の出費を節約するためにも上手な受診を知っておきましょう。下の表は、お医者さんから2km以内の乳児が、平日に往診してもらったときの費用の内訳です。

区分	初診料	乳児加算	往診料	本人が負担する額		国保が負担する額
				車代		
時間内	700円	200円	1,500円	720円	500円	1,680円
午後10時までの場合	700 + 500	200	1,500 + 1,500	1,320	500	3,080
午後10時から翌朝6時までの場合	700 + 3,000	200	1,500 + 3,000	2,520	500	5,880

(薬代などは含まれていません) このように時間外では、初診料、往診料が加算され、車代も本人負担になります。もし時間内にお医者さんへ行って診てもらえば、初診料 700円、乳児加算200円の計 900円(薬代を含んでいません)で、本人負担は270円で済むわけです。やむを得ない場合はともかく、具合の悪い時は早めに受診して、時間を守るようにしたいものです。

高額療養費には貸付制度を

市では、この四月から高額療養費の「貸付制度」を新設して、無利子無保証で資金の融資をしています。この制度は、国保の被保険者となっている人が、一か月(同じ月に同じ病院など)の入院費を窓口で支払っているのうち、保険診療分が三万九千円を超える分の九〇%を限度として貸付けを行っているものです。ご利用ください。

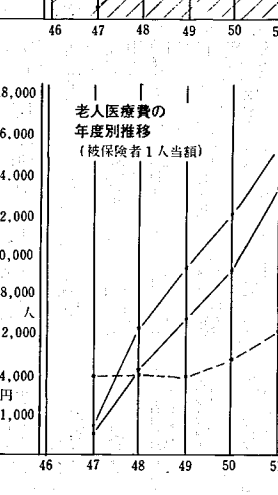
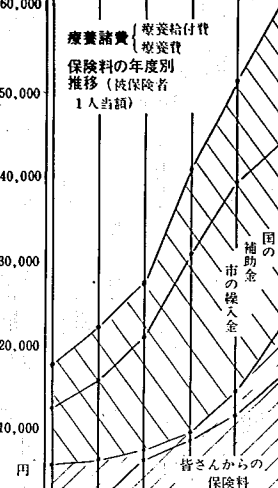
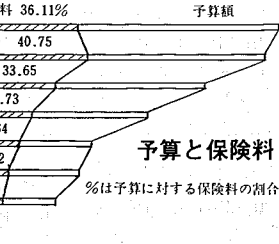
健康を見守る国保

健康で働けるときはと幸せなことはありません。カゼをひいたり、胃腸をこわしたりしたときなどは、健康のありがたを感じてに違いないからです。

ところで、家族のだからが寝ていて、その医療費の負担が大変な額にのぼったりと、ときには、国民健康保険は大きな力となってくれます。国保は、会社などの健康保険に加入できない人が、病気がやがてかと思われ出費をしなければならぬときに、お互いに助け合うため、ふだんからお金(保険料)を出しあい、国・県や市も負担して、患者の医療費にあてるための制度

です。いわゆる「国保事業」といわれるものですが、これに使われる費用は、およそ三つに大別されます。一つは、医療費などの保険給付に必要な経費で、このほかには保健施設に要する経費、そして事業の管理運営のための事務的経費です。

なりました。しかし、いわゆる「国保事業」といわれるものですが、これに使われる費用は、およそ三つに大別されます。一つは、医療費などの保険給付に必要な経費で、このほかには保健施設に要する経費、そして事業の管理運営のための事務的経費です。



今年度は、助産費を六万円に、葬祭費を二万円、また育児手当を三万円として、給付の面でもそれぞれの引上げを行っています。また、高額療養費貸付制度の創設や精神障害者の医療費助成をはじめ、乳幼児医療費助成の面でも、これまで満二歳児までの対象を満三歳児までにして無料化のワケを広げています。

御婚礼写真

文部大臣認可・日本写真文化協会・A級認定写真師

写真のことならスタジオサカヅメにおまかせ下さい

スタジオサカヅメ

新津市本町4丁目5-6 TEL (代) 2-0045

おいしいピザと楽しいお茶

ピザハウス

サンロード

TEL 3-1577

本町1富士ビル (旧オースギ)

夏・夕立・風鈴・扇風機

新町2丁目

田村電機商会

TEL 2-0653

夏期講習 (国・数・英)

期 間: 7月27日(水)～8月12日(金)

会 場: 新津技芸専門学校 (旧文化服装学院)

定 員: 120名程度 (定員制ですのでお早目に)

申込先: 新津技芸専門学校ゼミナール係

新津市本町4 TEL (2) 0329

新津ゼミナール